

平成29年9月吉日
キッチン・バス工業会
会長 大道 正人

会員各位

システムキッチン・システムバス請負工事における
標準見積書ガイドライン遵守のお願い

会員各位におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素よりキッチン・バス工業会の活動にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、キッチン・バス工業会では国土交通省が進める社会保険未加入対策についてシステムキッチン、システムバス事業の持続的発展に必要な不可欠な人材の確保並びに、施工品質を確保するため、平成26年度より積極的な取組みを実施して参りました。

平成29年度以降、社会保険未加入の作業従事者が現場入場制限を受けるなど、より一層の取組み強化が行われている状況を踏まえ、当工業会でも従来の法定福利費算出手順の解説書を『キッチン・バス請負工事標準見積書ガイドライン』として位置づけ、社会保険未加入対策の促進を図ることといたしました。

社会保険未加入対策を進めるためには法定福利費の原資確保が重要となります。しかし、従来は見積時から法定福利費が必要な経費として明確に示されておらず、その扱いが分かりにくいものとなっていました。

請負工事に関して見積りを作成する場合は工事総額に含まれる法定福利費を別枠明示して、社会保険加入に必要な原資を確保していくことが国土交通省の指針として示されています。

当ガイドラインはこの指針を基にした内容となっていますのでガイドラインに準拠した見積作成をお願いいたします。

また、会員各位におかれましても、法定福利費の原資を工事店さまに支払がなされるよう、環境の整備等を促進いただくことをお願いいたします。つきまして、公正な競争環境の構築と客観的な法定福利費を必要経費として確保し、社会保険未加入対策を推進していくという趣旨にご賛同いただき、当工業会のガイドラインの遵守徹底をお願い申し上げます。

以上